

自転車の安全運転のお願い

自転車にも、道路交通法が適用され、違反すると罰則が適用されます。

自転車は、年齢を問わず気軽に利用できる便利な乗り物ですが、道路交通法という決まりを守る必要があります。交通事故の中には、自転車運転者の交差点での安全不確認、一時停止違反や信号無視などのルール違反による事故も少なくありません。ルール違反は名寄市内でも数多く見受られており、重大な事故が発生する可能性があります。たかが自転車と軽く考えず、交通ルールをしっかりと守り、事故に遭わない、遭わせない運転を心がけましょう。

自転車は、車やバイクと同じ「車両」の仲間です！ 車両を運転する責任を自覚してルールを必ず守りましょう！

『守りましょう、自転車安全利用五則』

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

自転車は、例外的に歩道を通行することができます。

- 「自転車の歩道通行可」の標識があるとき。
- 自転車を運転する人で、13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者。
- 法令で定める身体障がいのある方。
- 道路工事中や、自動車の交通量が著しく多い等、車道または交通の状況から見て、自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないとき。

② 車道は左側を通行（右側は通行禁止）

③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

右の標識がある歩道は自転車が通行できますが、歩行者のじやまになるときは一時停止しなければなりません。また、歩道を通行するときは、歩道の車道寄りを徐行します。



④ 安全ルールを守る

飲酒運転、二人乗り、並進は禁止です。※1

夜間はライトを点灯、自転車の側面にも反射材をつけましょう。

交差点での信号遵守と一時停止・安全確認を行いましょう。

※1 二人乗り禁止は、6歳未満の幼児、また幼児用座席のある車両で運転者が16歳以上の場合は除外されます。

⑤子どもはヘルメットを着用



児童・幼児のみなさんは、自転車を運転する時も乗せてもらう時もヘルメットをかぶりましょう。

子どもに自転車を運転させるときや、補助いす等で幼児を同乗させる時は、ヘルメットを着用させましょう。

自転車事故 軽く考えていませんか!! 自転車運転者は被害者にも、加害者にもなります

自転車の事故は、自動車との接触・衝突による事故の他に、最近では自転車と歩行者、自転車同士の事故が増えています。自転車により被害者を死亡させてしまい、高額な損害補償を請求されるケースも少なくありません。

『自分のために、人のために
損害賠償保険に加入することも検討しましょう。』

自転車損害賠償保険には以下のようなものがあります。

① TS マークの付帯保険

自転車安全整備店で点検・整備（有料）を受けた自転車に貼られる「TS マーク」に付帯されているものです。

自分がけがをした場合の傷害保険と、第三者にけが等をさせた場合の賠償責任保証があり、有効期限は1年間です。

② 人賠償責任保険、自転車向け保険

任意で加入する自動車保険、火災保険や損害保険などに「特約」としてプラスしたりするものなどがあり、月額数百円程度の保険料のものもあります。



もしも自転車事故を起こしたら

散歩中の女性に気付かず衝突

夜間、男子小学5年生が帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路を歩行中の女性（62歳）と正面衝突し、女性は意識が戻らない状態となった。

賠償命令額 9,521 万円
(神戸地方裁判所平成 25 年 7 月判決)